前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二の見出しを「（令和二年度及び令和三年度における後期高齢者負担率）」に改め、同条中「平成三十年度及び平成三十一年度」を「令和二年度及び令和三年度」に、「百分の十一・一八」を「百分の十一・四一」に改める。

附則第五条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第八条の二中「平成三十五年度」を「令和五年度」に改める。

附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、附則第五条及び第八条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十八号

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の三第十項及び第二十九条の四の三第六項中「五十一万円」を「五十二万円」に改める。

第二十九条の七第二項第九号中「六十一万円」を「六十三万円」に改め、同条第四項第八号中「十六万円」を「十七万円」に改め、同条第五項第一号中「五十一万円」を「五十二万円」に、「二十八万円」を「二十八万五千円」に改め、同項第三号ロ中「二十八万円」を「二十八万五千円」に改め、同号ハ中「五十一万円」を「五十二万円」に改める。

附則第一条の三中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第四条第二項第六号中「六十一万円」を「六十三万円」に改める。

附則第五条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、附則第一条の三及び第五条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

3　国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一項に規定する基準日（同令第二十九条の四の四第二項の規定により基準日とみなされる日を含む。）がこの政令の施行の日前である場合における高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

4　この政令による改正後の第二十九条の七第二項、第四項及び第五項並びに附則第四条第二項の規定は、令和二年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○農林水産省令第三号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第十条第一項の規定に基づき、大臣管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月二十九日

農林水産大臣　江藤　拓

大臣管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する省令の一部を改正する省令

大臣管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する省令（平成三十年農林水産省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
1　（略）	1　（略）
2　前項に定めるもののほか、農林水産大臣は、毎年、一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで及び七月一日から十二月三十一日までの各期間（第六項において「短期管理期間」という。）ごとに、遠洋かつお・まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業に係る三十キログラム以上のくろまぐろの採捕の数量を合計した数量が、当該くろまぐろに係る漁獲可能量のうち遠洋かつお・まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業に係る数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認める場合には、直ちにその旨を告示するものとする。	（新設）
3　農林水産大臣が第一項の規定により同項第一号に掲げる場合に該当する旨の告示をした場合には、大中型まき網漁業を営む者は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日（農林水産大臣が同号に掲げる場合に該当しなくなったと認める旨の告示をした場合には、当該告示の日）までの間は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。	2　農林水産大臣が前項の規定により同項第一号に掲げる場合に該当する旨の告示をした場合には、大中型まき網漁業を営む者は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日（農林水産大臣が同号に掲げる場合に該当しなくなったと認める旨の告示をした場合には、当該告示の日）までの間は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。